

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目6番1号 仙台地方裁判所執行官室 ☎022-223-3845

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 30 日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 大 張 梓

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 13 日 午後 3 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 30 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5, 058, 000 4, 046, 400	一括	1, 011, 600	45, 424	14, 532
1	3, 698, 000				
2	1, 360, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 仙台市太白区日本平
地 番 7 番 4 6 5
地 目 宅地
地 積 3 2 0 . 4 9 平方メートル
- 2 所 在 仙台市太白区日本平 7 番地 4 6 5
家屋 番号 7 番 4 6 5
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 1 1 7 . 2 8 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 8月14日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 仙台市太白区日本平 |
| | 地 番 | 7 番 4 6 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2 0 . 4 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 仙台市太白区日本平 7 番地 4 6 5 |
| | 家屋 番号 | 7 番 4 6 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 1 7 . 2 8 平方メートル |



令和8年(ケ)第20号
令和8年2月18日受理
令和8年3月18日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 鈴木元光 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 所 在 | 仙台市太白区日本平 |
| | 地 番 | 7番465 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 320.49平方メートル |
| 2 | 所 在 | 仙台市太白区日本平7番地465 |
| | 家屋 番号 | 7番465 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 117.28平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	仙台市太白区日本平39番21号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件 1 について

- 1 北側で接する東南商事株式会社所有の 7 番 1 山林（現況：公衆用道路）は仙台市道「日本平 7 号線」であり、南側で接する同所有の同番山林（現況：公衆用道路）は仙台市道「日本平 6 号線」である。両者共に建築基準法 4 2 条 1 項 1 号道路に指定されている。
- 2 敷地北東側にカーポートが存し、敷地南東側にカースペースが存する。

■ 物件 2 について

- 1 各所の経緯年劣化が著しい。特に中央部の板間付き和室のホール側の壁が崩落し、破片が畳面に散乱している。
- 2 敷地南西側にスチール製物置が一基設置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 申立債権者担当者	本物件の所有者会社である「株式会社Fantasista」は、法務局備え付けの履歴事項証明書記載の本店所在地に表札が出ており、実際に何回か訪問したこともありますが、何れも全く応答がありませんでした。本物件には「売却物件」として宣伝している「株式会社レジスタ」の表示が施されていたと云うことですが、弊社ではその辺りの事情については把握していません。 (電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件は、法人が所有する物件であって、令和8年2月20日の現場確認時、建物には「売却物件」の表示があったことから、転売目的で法人が所有していた物件であると思われた事案である。
- 2 然るに、債権者会社担当者からは、所有者会社たる「株式会社Fantasista」とは没交渉に陥っている旨を伺い、加えて本物件に「売却物件」であることを表示した「株式会社レジスタ」は、前記「株式会社Fantasista」とは別法人であったことから、念の為、それぞれの履歴証明書を取得したところ、会社こそ違うものの、代表者は同一人であることが判明した。更に本物件にはB、Cの姓の表示も施されていたことから、不動産登記事項証明書等を端緒に調査したところ、前記の姓は「株式会社Fantasista」が所有権を取得する直前の所有者の姓であり、該当するB、C共に現在は死去している。
- 3 そこで、現況調査日を令和8年3月12日と定めて、Aの住居宛て通知の上予定どおり臨場したところがAは現れなかった。已むを得ず解錠入室したところ、室内に調度品等は一切なく、空き家であることが確認され、本物件の郵便函には、C宛て郵便物に加えて「株式会社Fantasista」宛の通知書も確認された外、庭の水道の蛇口には、「株式会社Fantasista」の表示が施された内覧用の鍵入れも掛けられていた。
- 4 以上の状況から、B、Cは本物件を占有しないことは勿論、「株式会社レジスタ」も本物件の売却宣伝をするのみで、占有の徴憑等はないことから、Aが代表を務める「株式会社Fantasista」が空き家として単独占有するものと認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年2月18日 (水) 13:00-13:10	仙台市役所資産課税課	物件2の平面図(間取図)請求(3月2日郵送受領)
8年2月19日 (木) 9:30-9:40	当庁	債権者会社担当者から本物件の占有状況等について電話聴取
8年2月19日 (木) 13:00-13:20	物件所在地	物件確認・写真撮影
8年2月19日 (木) 14:00-14:30	太白区役所道路課・街並み形成課・戸籍住民課	接道調査及びB, Cの居住に関する資料受領
8年2月24日 (火) 14:10-14:30	仙台法務局	「株式会社Fantasista」及び「株式会社レジスタ」の履歴事項証明書受領
8年3月10日 (火) 13:00-13:20	仙台法務局	本物件及び周辺地の登記事項証明書受領
8年3月12日 (木) 11:30-12:10	物件所在地	立入調査, 間取り確認, 写真撮影等, 評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和8年3月12日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Dを立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物に立ち入った。

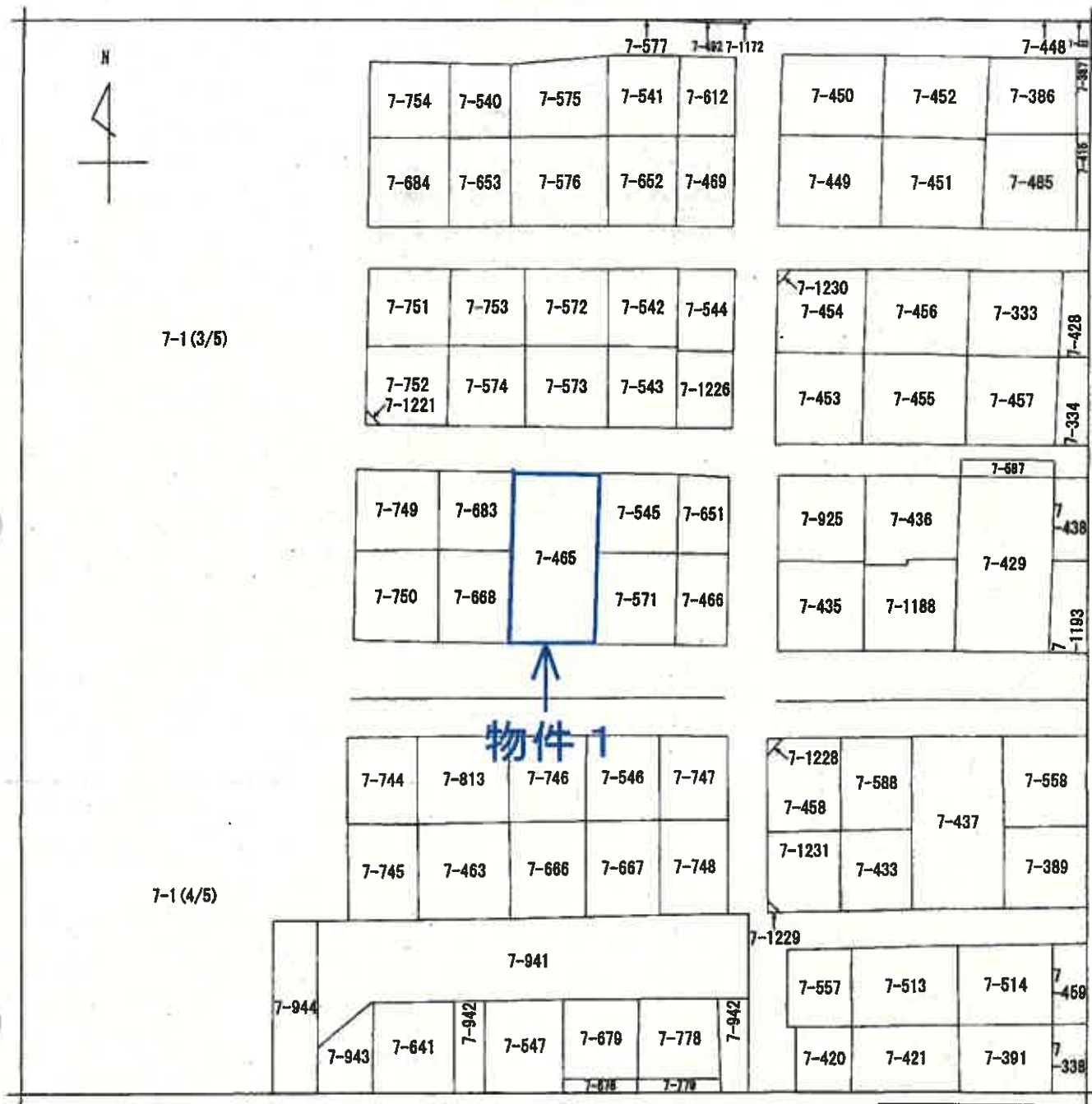
☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公図写



物件 1

A 4 判に縮小

地番区域見出	日本平
	日本平

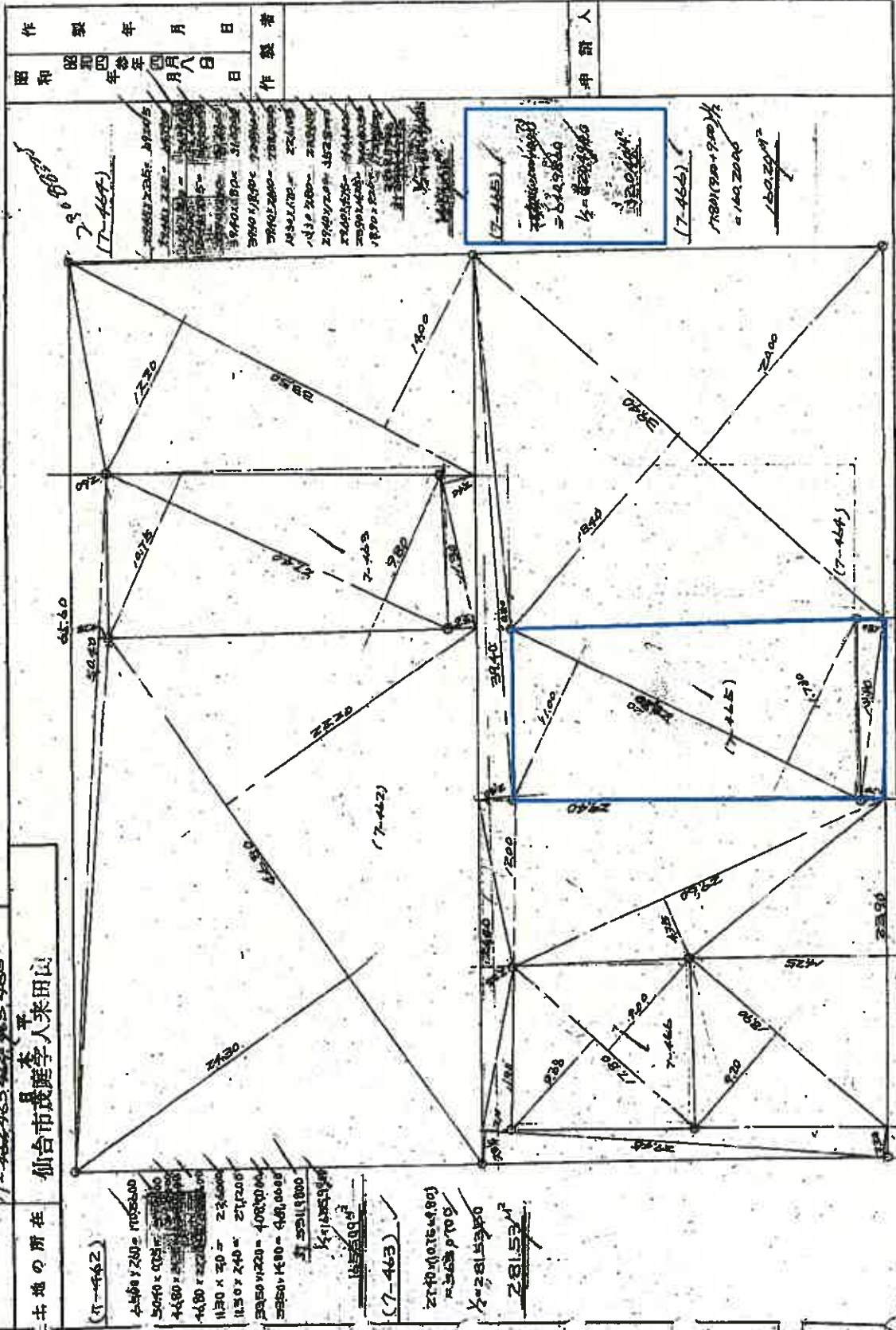
請求部	所在	仙台市太白区日本平				地番	7番465				
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備考付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記年月日：昭和43年5月24日

地積測量図

地番	77-462463-464-465-466
土地の所在	仙合市成慶寺人來田山



(全国土地家屋調査士用紙)

尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

各階平面図

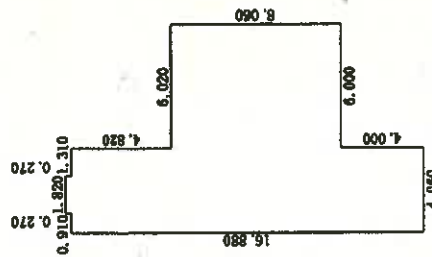
7番465

建物図面

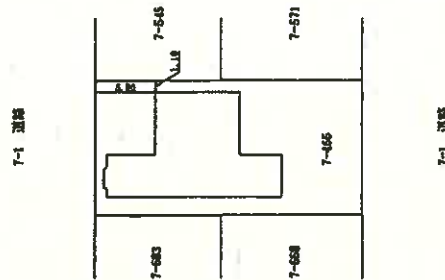
仙台市太白区日本平7番地465

建物の所在

物件2



求 積 表	
6.000×8.060	$= 48.360000$
0.020×12.060	$= 0.241200$
1.310×16.880	$= 22.112800$
1.820×17.150	$= 31.213000$
0.910×16.880	$= 15.360800$
合 計	117.287800
床面積	117.28 m ²



A 4判に縮小

作製者

縮尺

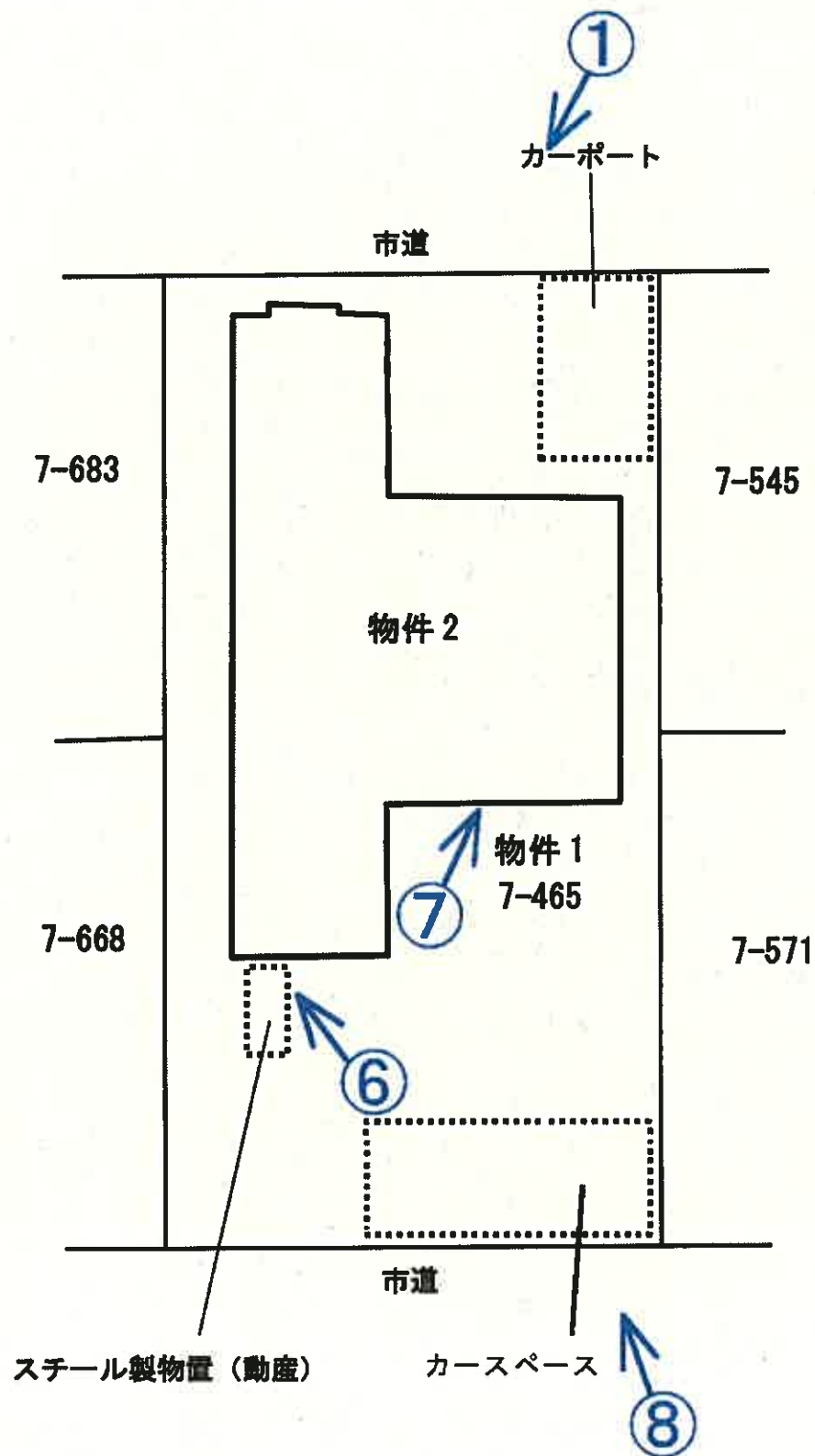
250

申請人

縮尺

500

土地建物位置関係図



凡例 ♂写真 (撮影場所)
(10 枚目)



間取図

1階



凡例 雄写真 (撮影場所)
(11 枚目)



写真 1

カーポート

物件2



物件1

市道「日本平7号線」

写真 2

以下物件2の内部の状況(写真2ないし5)



写真 3



写真 4



(13枚目)

写真 5

板間つき和室の損傷箇所



写真 6



写真 7

板間付き和室・床の間付き和室南側の状況



ウッドデッキ

写真 8

物件2 敷地南側の状況



市道「日本平6号線」

カースペース
(15枚目)

物件1

令和 8 年 (ケ) 第 20 号
令和 8 年 3 月 12 日 現 地 調 査
令和 8 年 3 月 27 日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

有川 卓也

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5,058,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 3,698,000円
物件2(建物)	金 1,360,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 番 家 屋 号 種 類 構 造 床 面 積		
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	地下鉄南北線「長町南」駅の西方・道路距離約6.5km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	目的物件は、仙台市太白区西部の大規模住宅団地内に存し、周辺は一般住宅を中心とした丘陵性の住宅地域が形成されている。 幅員約4.4mの市道が標準街路であり、幅員、系統及び連続性は普通。最寄駅からは遠隔に位置するため交通利便性は相当に劣るが、茂庭地区の国道286号沿いにスーパーストアやホームセンター、ドラッグストア等が集積しており、生活利便性に特段の難点は認められない。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 指定50% 指定80% 建築基準法22条区域 第1種高度地区、立地適正化計画(居住誘導区域)、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街 路 接 面 状 況 そ の 他	320.49㎡ 南側間口約13m・奥行約25.8m ほぼ長方形 概ね平坦 二方路地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	○ 南側幅員約4.4m、市道、舗装有、約0～1.5m高く接面 建築基準法上：第42条1項1号に該当 ○ 北側幅員約4.5m、市道、舗装有、約0～1.5m高く接面 建築基準法上：第42条1項1号に該当	
土 地 の 利 用 状 況	物件2の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に当該施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。	
土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	・ 仙台市洪水ハザードマップによると、目的土地は浸水想定区域外にある。 ・ 敷地北東端部にカーポートが1基、敷地南西部にスチール製物置(動産)が1基設置されているほか、敷地南東端部にカースペースが設けられている。	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物：家屋番号「7番465」	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載等)：昭和52年10月5日新築 昭和60年月日不詳増築 経 過 年 数：約47年(※) ※ 経過年数は新築部分と増築部分の床面積により 加重平均して査定した。 経済的残存耐用年数：経済的耐用年数はほぼ満了している。	
構 造	軽量鉄骨造スレート葺平家建	
仕 様	外 壁	吹付仕上 等
	天 井	ビニールクロス、合板、化粧石膏ボード 等
	内 壁	ビニールクロス、板張り 等
	床	フローリング、畳、塩ビシート 等
	設 備	電気、給排水、衛生設備 等
	その他	特になし
	(注)建物に附属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	117.28㎡	
現況用途等	現況用途：居宅(空家) 間取り：別添「間取図」のとおり	
品 等	劣る	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用 状況	「現況調査報告書」記載のとおり	
特記事項	- 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 - 経年による著しい劣化等が見られた。中央和室部分のホール側の壁が崩落しているなど、管理の状態も著しく劣る。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を以下のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
1	34,100円/㎡	0.94	320.49㎡	0.80	8,218,000円

ア 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

標準地 : 仙台太白-12

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
 $38,000\text{円}/\text{㎡} \times 100.5 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 112 = 34,100\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位 +0

◇ 地 域 格 差 : 街路 +2 、交通接近 ±0 、環境 +10 、行政 ±0

イ 個 別 格 差 : 方位+2、二方路地+2、規模▲10

相乗積: $1.02 \times 1.02 \times 0.90 = 0.94$

ウ 地 積 : 登記数量による

エ 建 付 減 価 : 目的建物は築後相当年数を経過しており、土地の最有効使用を阻害する要因となっていることから、建物の取壊費用等も考慮のうえ、上記のとおり補正を行った。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番 号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 ア×イ×ウ
2	180,000円/㎡	117.28㎡	0.01	211,000円

ウ 現 価 率 : 経済的残存耐用年数はほぼ満了していると判断し、上記のとおり査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、以下のとおり積算価格を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	8,218,000円	1.00	0.25	法定地上権	2,055,000円

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおり判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,218,000円	－ 2,055,000円		1.00	0.60	3,698,000円
2	211,000円	＋ 2,055,000円	1.00	1.00	0.60	1,360,000円
一括価格(合計)						5,058,000円

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

標準地：仙台太白-12
所在：仙台市太白区人來田2丁目47番196「人來田2-18-16」
価格：38,000 円/㎡
位置：地下鉄南北線「長町南」駅 6.8km
価格時点：令和8年1月1日
地積：197㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接面街路：北6.2m市道
用途指定等：第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%、容積率80%)
地域の概要：中規模一般住宅が多い丘陵地の住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図(国土地理院)
- 2 公図(地図に準ずる図面)
- 3 地積測量図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図

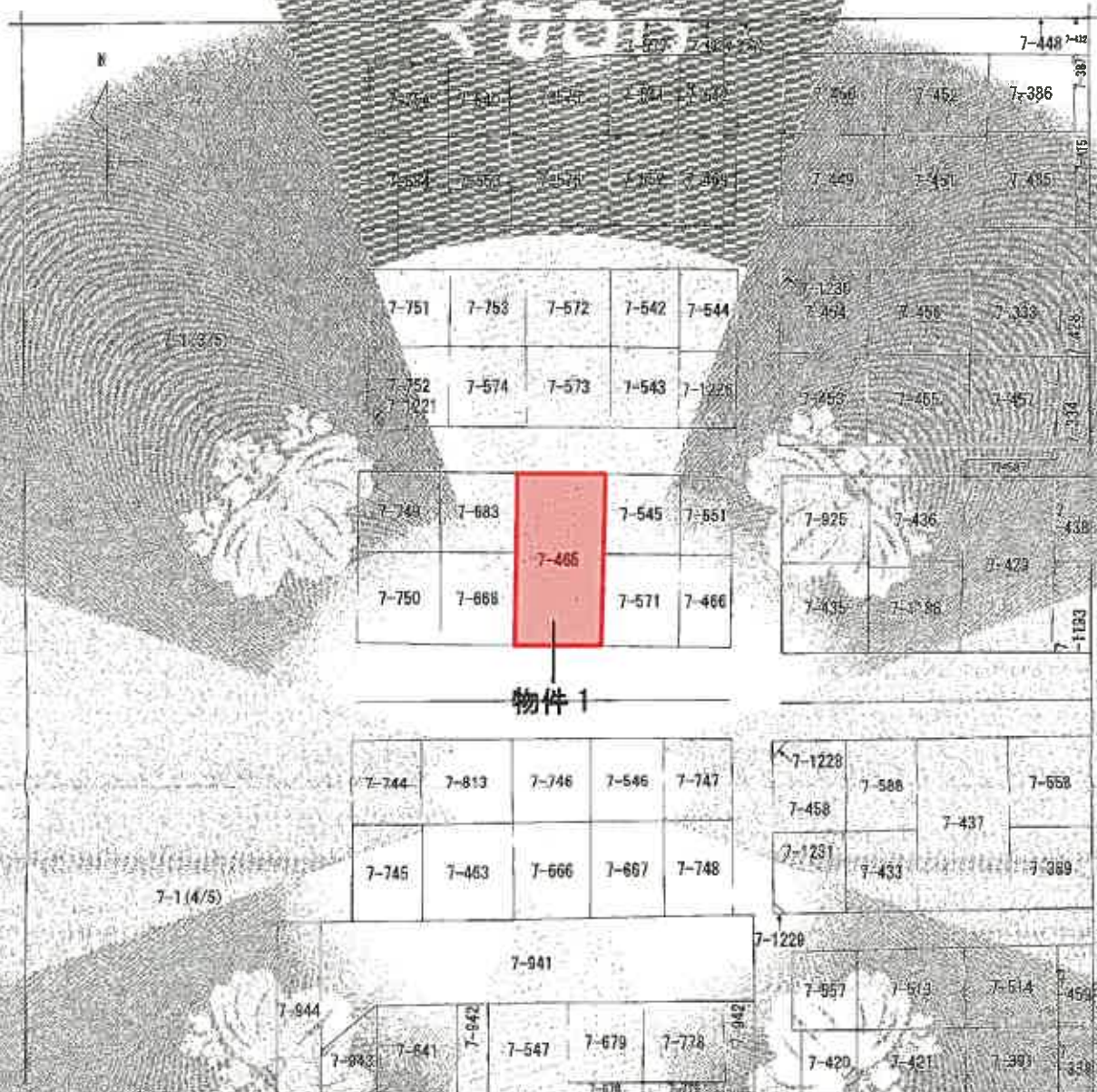
以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 所 在 | 仙台市太白区日本平 |
| | 地 番 | 7 番 4 6 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 320.49 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 仙台市太白区日本平 7 番地 4 6 5 |
| | 家屋 番号 | 7 番 4 6 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 117.28 平方メートル |

位置図





この地図に示す図面は、土地所有を明確にし、土地売買契約などの地籍が果たされるまでの間、これに準拠するものと見なされ、
 実際の土地所有関係は、登記簿記載の権利関係と一致するものではありません。

地籍図
日本国
日本国

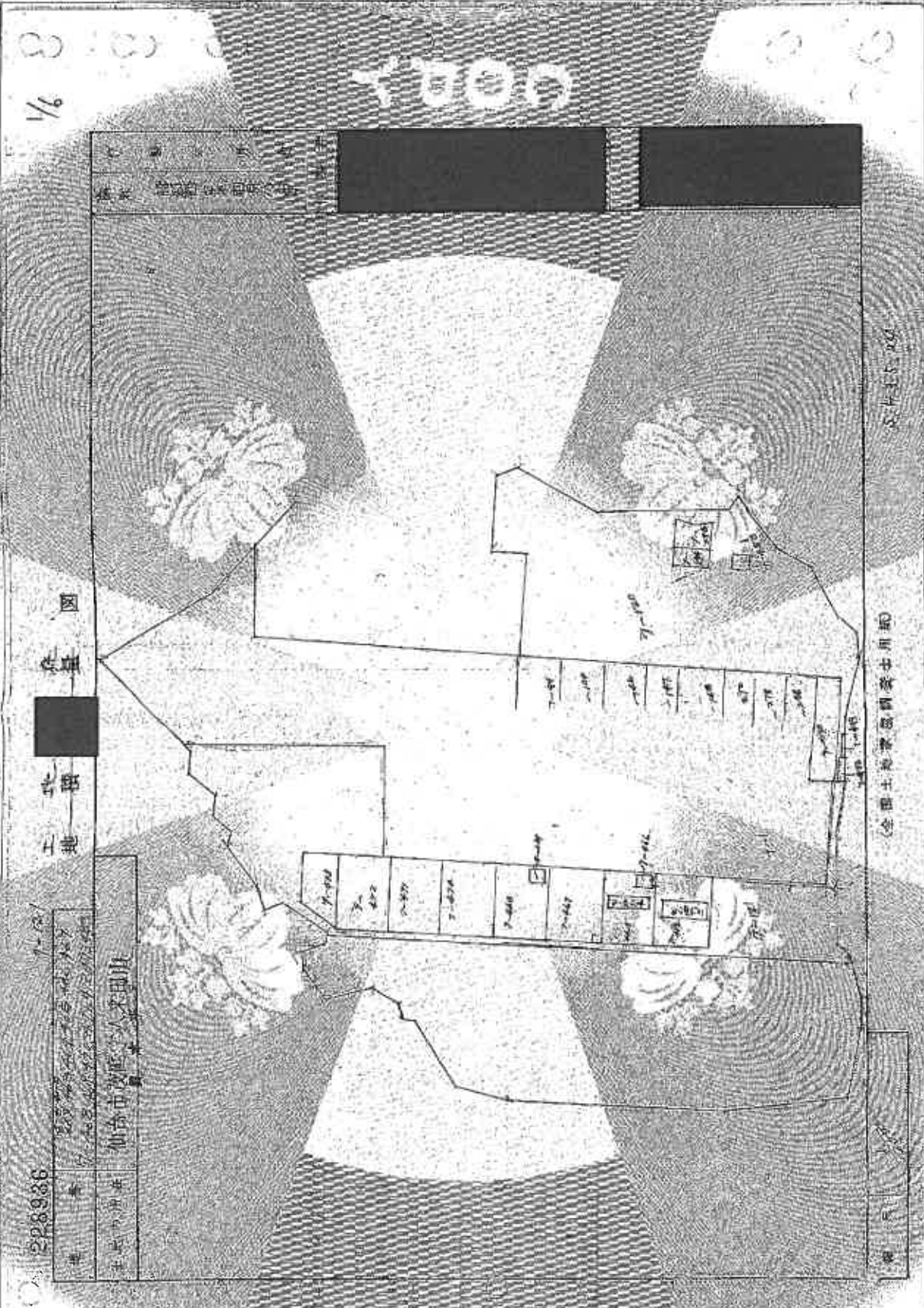
請求 番号	7-465	所在地	仙台市太白区日本平	地番	7番465
作成 年月日	令和8年1月23日	精度 1/1000	縮尺 1/1000	地籍 図面	地籍図
作成 年月日	令和8年1月23日	精度 1/1000	縮尺 1/1000	地籍 図面	地籍図

これは地図に準ずる図面に準拠するものと見なされ、

令和8年1月23日
仙台法務局

請求番号：49-1
(1/1)

地積測量図 1
(A3→A4 縮小)



17

1997

100

100

10

10

Learning

100

100

100

in (1999) in

100

15

1000

10

2000

10

10

—

—

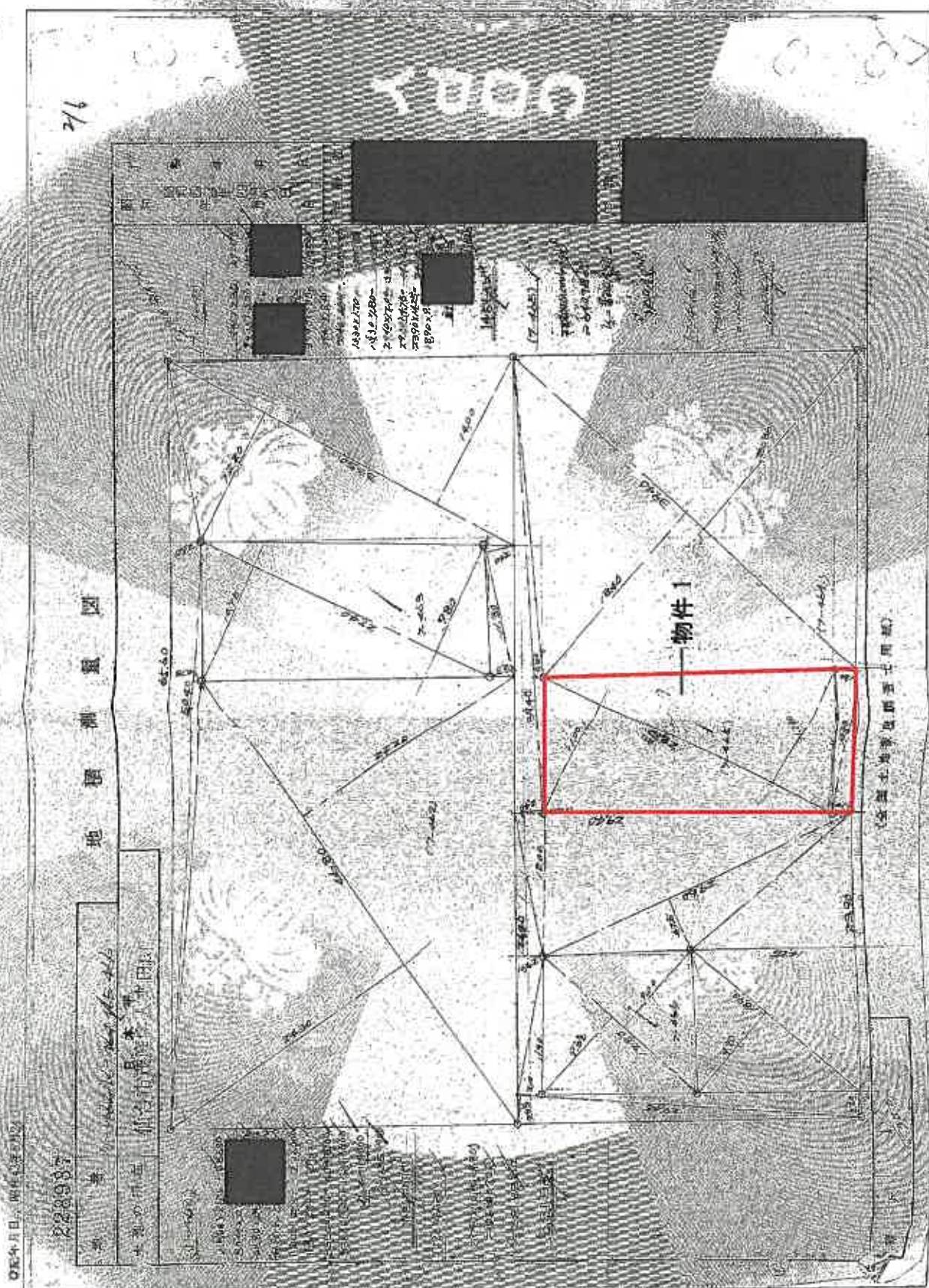
これは図面に記録
令和8年1月23日 仙台地質所

仙之冠詞

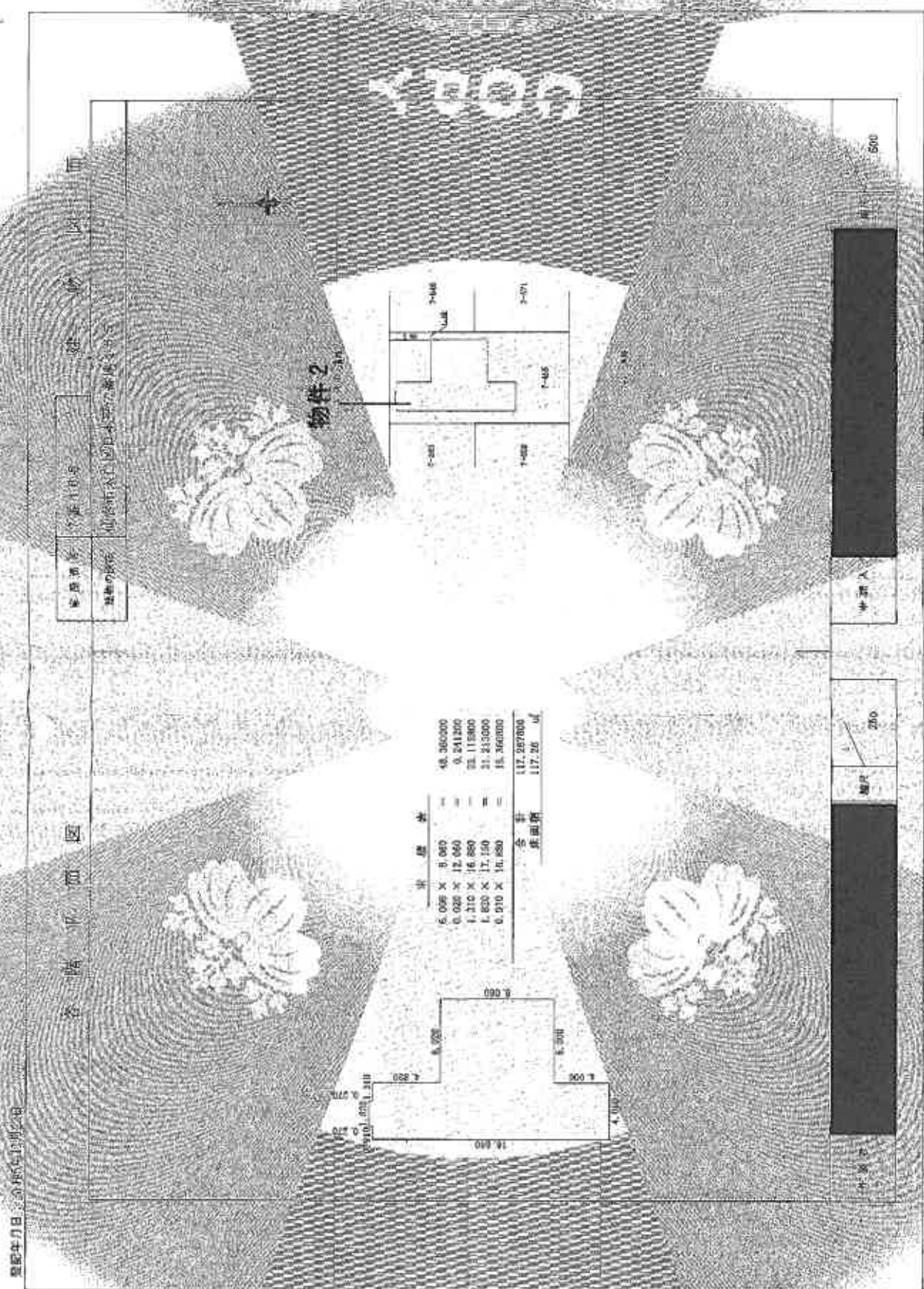
54735

请求番号: 49-2

地積測量図 2
(A3→A4 縮小)



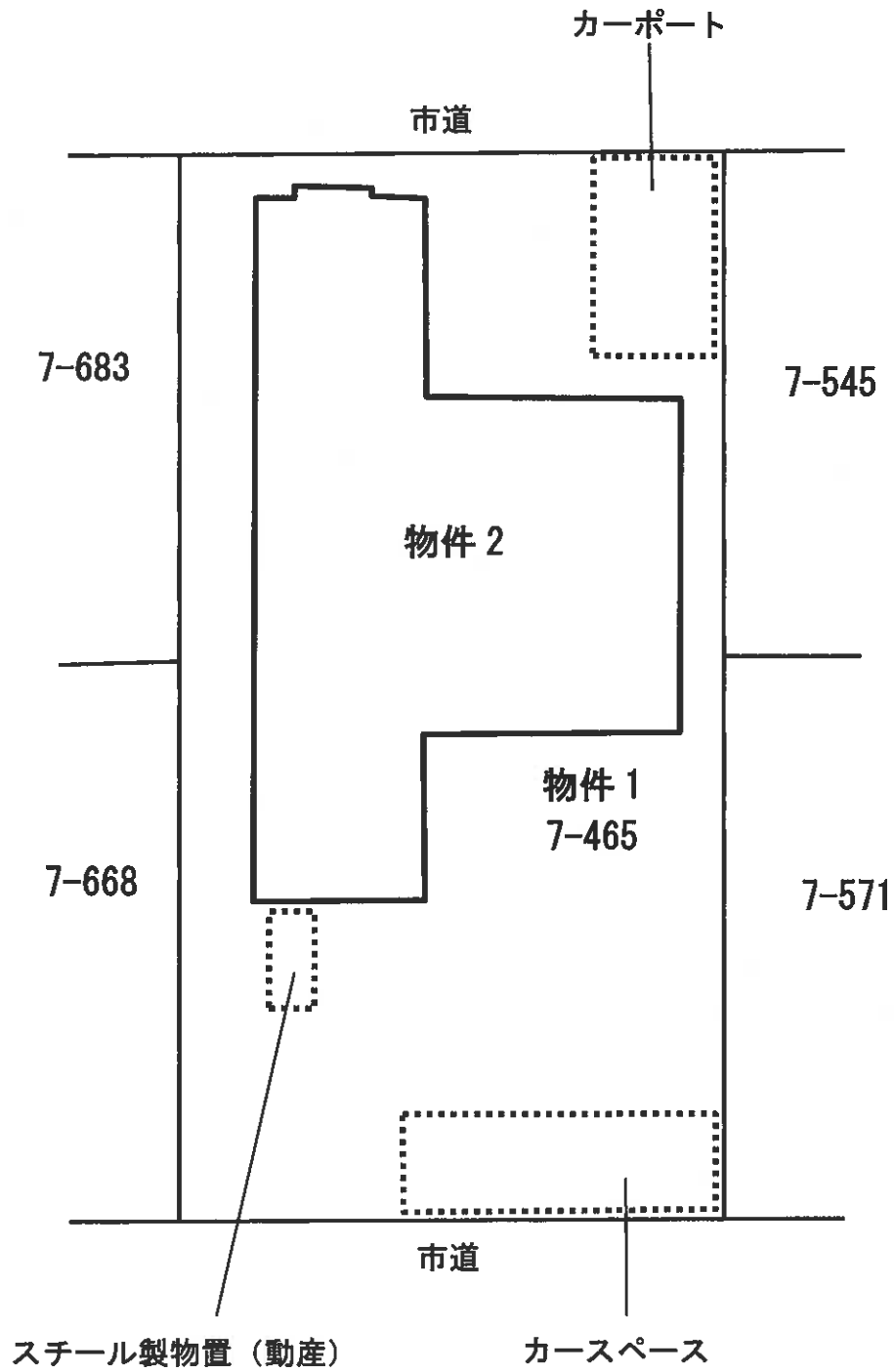
建物図面
(A3→A4 縮小)



これは図面に記録され、
令和8年1月23日 仙台法務局

請求番号: 49-3

土地建物位置関係図



間 取 図

1階

